

# 感染症による出席停止の扱いについて

学校保健安全法 第 19 条 に定めるところにより、学校において予防すべき感染症（※参考）について学校長が出席の停止を指示する場合の扱いは以下のとおりとします。

## 生徒に出席停止を要する感染症に罹患もしくは罹患した疑いが生じた場合

- ① 必ず受診し、医師の診断結果を学校（担任）に報告してください。
- ② 報告に基づき学校長は当該生徒に出席停止を命じます。
- ③ 出席停止の期間中は医師の指示を守り、自宅で療養してください。
- ④ 出席停止を解除するにあたっては、医師の判断を要します。
- ⑤ 生徒は登校前日（もしくは当日）医師に別紙 2 を持参し、出席停止を解除してよいとの診断・証明を受け登校。担任に別紙 2 を提出する。（病院には診断確定時と出席停止の解除確定時の 2 回行くことになる。）  
※別紙 2 は、多くの病院で無料で記入していただいているが、文書料が請求される場合もある。  
※別紙 2 に代えて、別に提出する場合、以下の内容が記載されていることとする。ただし、これも有料となる場合がある。  
(ア) 病名  
(イ) 感染のおそれがなくなったこと  
(ウ) 出席停止の期間  
(エ) 医療機関名・医師名
- ⑥ 学校長が別紙 2 を受領して、出席停止を解除します。

## ※参考 学校保健安全法施行規則

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。)。*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず第一種の感染症とみなす。